

令和元年12月募集分 柏市営住宅 入居募集案内

※ 申込書記入に当たっては、別添の

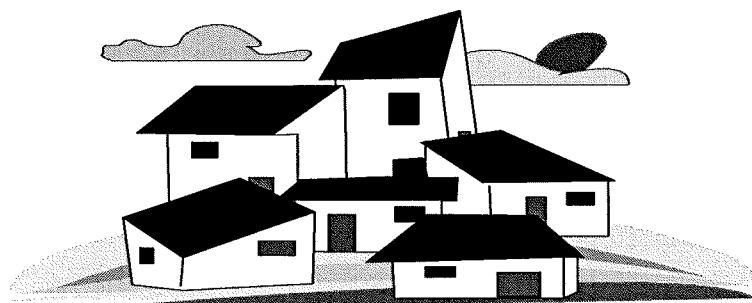
「柏市営住宅空家募集一覧」

をご覧ください。

受付期間 令和元年12月2日（月）～12月16日（月）

応募方法 郵送のみによる申込み12月16日（月）まで
（当日消印有効）

※ 必要事項を記入した申込書に84円切手2枚を貼り、
専用封筒(A4)に120円切手を貼り送付してください。



お問い合わせ先

柏市営住宅 指定管理者

株式会社東急コミュニティー 柏市営住宅管理事務所

〒277-0005 柏市柏4-11-15 サンエイ柏ビル5階

TEL04-7164-0245（平日8時30分～18時00分）

目 次

申込書の書き方	1
募集の申込みから入居まで	3
申込（入居）資格	4
車椅子専用住宅の申込（入居）資格	6
シルバーハウジングの申込（入居）資格	6
子育て世帯向け期限付入居の申込（入居）資格	6
単身者の申込（入居）資格	7
申込方法	8
申込みについての注意事項	8
抽選方法	8
優遇措置	9
入居資格審査	10
入居手続き	11
入居後の注意事項	11
市営住宅の家賃	13
収入基準早見表	14
月収額の求め方	15
柏市営住宅案内図	19
柏市営住宅一覧	21
柏市営住宅間取り図	23

■ 個人情報の取扱いについて

(1) 提供いただきました個人情報は、柏市及び指定管理者が次の利用目的の範囲内で利用させていただきます。

- ① 市営住宅の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ② 各種情報及び連絡事項の御連絡や御案内
- ③ 調査・統計資料の作成
- ④ その他住宅等の管理上必要な場合

※業務の執行上必要なため、管理業者、修繕業者などへ個人情報を提供する場合がありますので、御承知おきください。提供する場合は業者などに対して適切な監督を行います。

(2) 柏市及び指定管理者は「法令等の規定に基づく場合」及び「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合など特別な理由があるとき」等を除き、上記利用目的以外の目的のために個人情報を第三者に提供することはいたしません。

申込書の書き方

令和元年12月募集分 市営住宅入居申込書

令和元年12月◇◇日

受付
番号

柏市長 あて

柏市営住宅条例第8条第1項の規定により、市営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。なお、申込み内容が事実と相違するとき、虚偽の記載があるときは失格とされても異議ありません。

また、私又は同居しようとする者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

申込者	フリガナ	カシワ タロウ	(印)	電	自 宅	××-○○○○-△△△△
	氏 名	柏 太郎		携 帯	×××-○○○○-◇◇◇◇	
	住 所	〒277-×××× 柏市 柏五丁目10番1号 アパート名称等(△△△△△ ×○△ 号室)		勤 務 先	××-◇◇◇◇-△△△△	

柏市営住宅空家入居募集団地一覧表から選んで希望する団地名等を記入してください。

今回の募集で、入居を希望する市営住宅の団地名、棟・部屋番号を記入してください。

申込団地名	○○○○団地	棟・部屋番号	○ 号棟 ×× 号
-------	--------	--------	-----------

申込世帯区分	1 一般世帯 (2) 優遇措置世帯 3 単身世帯(裏面にも記入してください)
--------	--

優遇措置世帯に○をつけた場合以下も記入してください。(該当するもの全てに○をつけてください。)

- | | | | |
|-----------|---------------|-----------------|-----------------|
| 1 母子・父子世帯 | 2 身体障害者(1～4級) | 3 精神障害者(1～2級) | 4 知的障害者(A～Bの1) |
| 5 戦傷病者 | 6 原子爆弾被爆者 | 7 海外引揚者世帯 | 8 ハンセン症療養所入所者世帯 |
| (9) 高齢者世帯 | 10 DV被害者世帯 | 11 公開抽選3回以上落選世帯 | |
- (平成25年11月募集以降の公開抽選で3回以上落選されている方)

一般世帯の方が優遇世帯を選んだ場合には失格となります。ご注意ください！
9ページをご参照ください。
※ 単身世帯で、優遇措置を受ける方は2と3両方に○をご記入下さい。

申込本人及び入居予定ご家族について(書ききれない場合は別紙に記入し添付してください)

入居予定者	続柄	フリガナ 氏 名	年齢	生年月日	勤務先・学校名等
	本人	カシワ タロウ			
		柏 太郎			
	妻	カシワ ハナコ			
		柏 花子			

申込者・同居予定者すべての氏名・生年月日、働いている人は勤務先の名称、学生は学校名を記入してください。

申し込み理由(該当する申込理由について該当に○を記入してください。複数可)

1 立退き	2 結婚	3 狭小過密	4 環境(内容)	
(5) 高額家賃(月額家賃	○○○○ 円)	6 その他(		

84円切手を貼ってください	84円切手を貼ってください
---------------	---------------

貼付された84円切手2枚は、抽選番号通知及び当落通知に使用します。
84円切手2枚が貼られていない場合、抽選番号通知及び当落通知ができません。
注)ボールペン又はサインペンで記入してください(消せるボールペンは不可)。
書き損じた場合には、訂正印を押印してください。

切手は必ず2枚貼ってください。
貼り忘れると、抽選番号通知や当落通知ができません。

申込書の書き方 裏面

単身で申込される方は、ア～サまでに該当しなければ、申込できません。
該当するものに必ず○をつけてください。

なお、○のない場合は、失格となりますので
注意してください。

単身で申込される方のみ記入してください。

単身者が申込み(入居)できる条件は次のとおりです。該当する項目に○をつけてください。

ア 60歳以上の方

イ 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1～4級までの方

ウ 精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1～3級までの方

エ ウに規定する精神障害の程度に相当する知的障害の方

オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が特別項症、第1項症から第6項症まで又は第1款症である方

カ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている方

キ 生活保護法による被保護者

ク 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方

ケ 引揚者給付金等支給法第2条に規定する海外からの引揚者で、引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

コ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

サ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律等に規定する被害者又は暴力を受けた者で、次に該当する者。

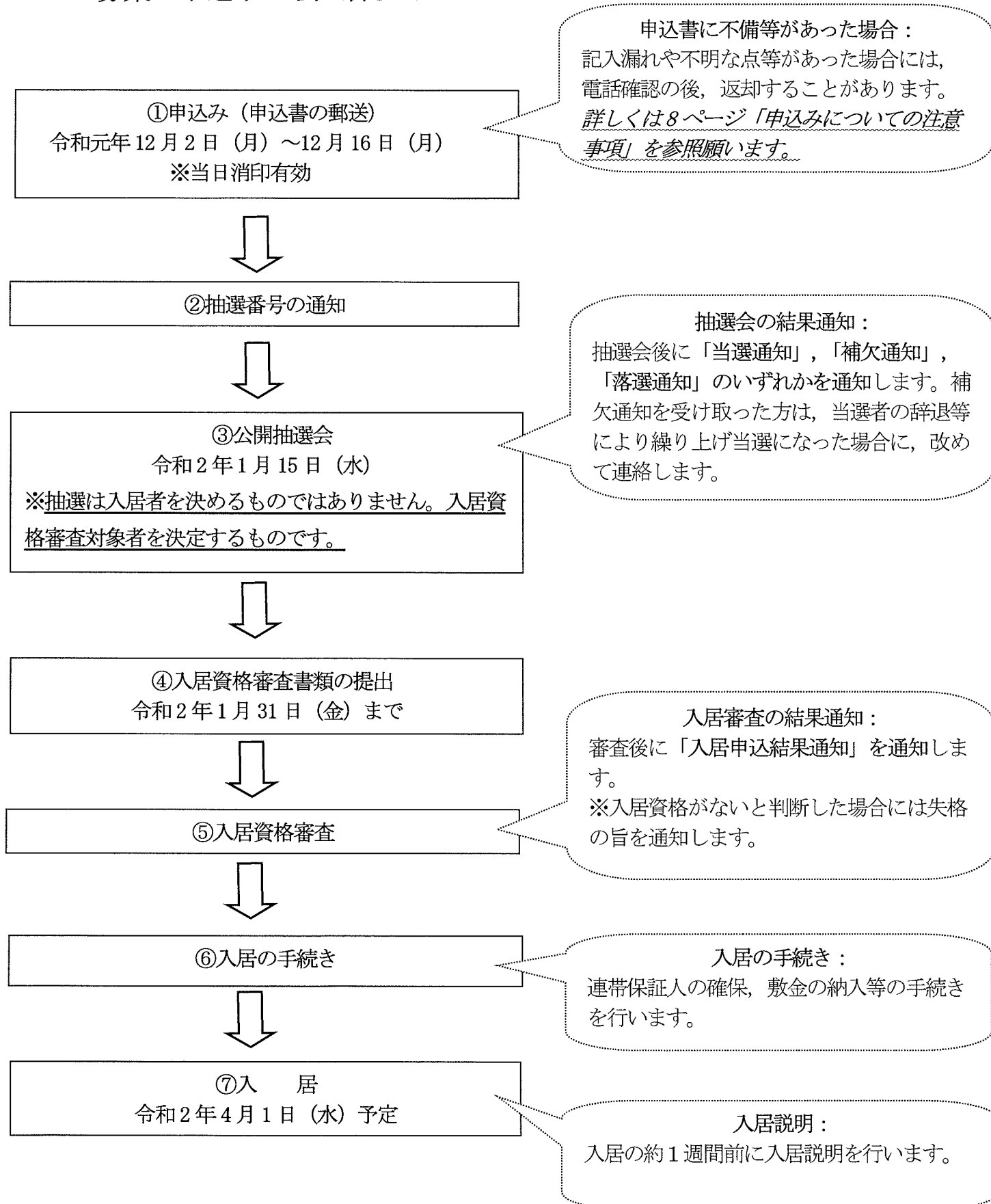
① 一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

② 裁判所が下す身辺のつきまとい禁止等の命令の効力を生ずる日から起算して5年を経過していない者

※ 条件を満たしていても、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、自宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方を除きます。

※ 単身者が申込み(入居)できる部屋は、2DK以下で市が指定した部屋に限られます。

1 募集の申込みから入居まで



2 申込（入居）資格

(1) 申込者が日本国籍を有する方、又は外国人で中長期在留者（「永住者」、**「日本人の配偶者等」**に限る）、特別永住者の方

(2) 応募月前月1日までに、**柏市に住民登録し居住**していること。（DV被害者の場合は、居住していれば可。）

(3) **持家を有していないこと等**、住宅に困窮していることが明らかな方

ア 住宅以外の建物、又は危険・不衛生な住宅に住んでいる方

イ 他の世帯との同居で著しく生活上の不便を受けている方、又は住宅がないために親族と同居することができない方

ウ 現在居住中の住宅の間取り等が、世帯構成上不適当な方

エ 正当な理由により家主から立ち退き要求を受けている方

※ 家賃滞納や迷惑行為等による立ち退き要求は、正当な理由に該当しません。

オ 収入に比べ過大な家賃を支払っている方

※申込者又は同居者が住宅を所有（登記簿上の名義人及び共有名義人）している場合、都市再生機構・公社・公営住宅の入居者である場合は、原則として申込みはできません。但し、次に該当する場合は申込みを受付けることがありますのでお問い合わせください。

● 自家所有でなくなる方（既に売買契約を締結している方や、自宅が競売にかけられている方）

・入居資格審査書類の提出日までに所有権移転の登記後の謄本又は建物滅失等の登記済証を提出してください。提出できない場合は失格となります。

● 都市再生機構、公社、公営住宅に入居されている方

・建て替え決定住宅に居住している場合（都市再生機構等の証明書が必要です。）
・上記のイ・ウ・オに該当する方（但し、ウの場合は、間取りが3部屋以上の方については対象外といたします。）

(4) 現に同居し又は、同居しようとする親族があること。

（単身で要件を満たしている方を除く。7ページ参照）

同居できる親族には次の方も含まれます。

ア 事実上婚姻関係にある方（住民票で「夫(未届)」又は「妻(未届)」となっており、戸籍上でも他に婚姻関係がないこと）

イ 婚姻の予約をしており、入居資格審査書類の提出日までに戸籍謄本で婚姻した事が証明でき、入居日に同居できる方

ウ 扶養を要する親族と現在別居しているが、同居が必要であり入居日に同居できる方

※家族を不自然に分割（夫婦の別居，兄弟姉妹，祖父母と孫等）した申込みはできません。

※離婚協議中又は調停中の方は，入居資格審査書類の提出日までに，戸籍謄本で離婚した事，もしくは離婚調停手続き中である事が証明できることが条件です。（裁判所から発行される事件係属証明書の提出が必要です。）

(5) 市税を滞納していない方

(6) 世帯の収入が次の収入基準であること。

該当区分	対象の世帯	収入の基準	
一般市営住宅の 申込者	原則階層	政令月収	158,000円以下
	裁量階層	政令月収	214,000円以下
改良住宅の 申込者	原則階層	政令月収	114,000円以下
	裁量階層	政令月収	139,000円以下

裁量階層とは次に掲げる世帯です。（裁量階層に該当しない方は原則階層です。）

該当世帯	該 当 要 件
高齢者世帯	入居を申込み方が60歳以上で，同居しようとする親族の方全員が「60歳以上又は18歳未満」である場合。（60歳以上の単身者も該当）
障害者世帯	入居を申込み方又は，同居しようとする親族のどなたかが，障害者である場合（以下の条件の方） (1) 身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの身体障害者の方 (2) 精神障害者手帳の交付を受けている1級又は2級の精神障害者の方 (3) (2)に規定する精神障害に相当する程度の知的障害者
子育て世帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる場合。
※ その他，戦傷病者世帯，被爆者世帯，海外引揚者世帯，ハンセン病療養所入所者等世帯が該当します。詳細はお問い合わせください。	

(7) 年齢の基準日は，募集受付の最終日時点とします。

(8) 住宅に同居しようとする親族が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(9) 原則として市内に居住（公営住宅入居者を除く）し，独立の生計を営み，かつ，入居を許可された方と同等以上の収入を有するもので，市長が適当と認める連帯保証人1名を，入居手続き時までに立てられること。

3 車椅子専用住宅の申込（入居）資格

4 ページの申込（入居）資格（1）から（9）までの各条件を満たし、申込者か同居者が1・2級の身体障害者手帳の交付を受け、車椅子を使用している世帯。

4 シルバーハウジングの申込（入居）資格

4 ページの申込（入居）資格（1）から（3）、（5）から（9）までの各条件に加え、次の条件を満たしていること。

ア 60歳以上の単身者か、世帯の全員が60歳以上の親族である方

イ 自炊が可能な程度の健康状態である方（日常生活において常時介護が必要な方は入居不可）

※ シルバーハウジングには生活援助員が配置されておりますが、生活指導・相談や安否の確認などのサービスを行うのみであり、炊事、洗濯、入浴、排泄、買い物等生活全般の援助は行っておりませんので、ご承知おきください。

5 子育て世帯向け期限付入居の申込（入居）資格

(1) 対象世帯

以下のいずれにも該当する世帯が対象です。

ア 4 ページの申込（入居）資格（1）から（9）までの各条件を満たしていること。

イ 申込者本人を含め40歳以下の夫婦と小学校6年生以下の子どもがいること。

※ 40歳以下の夫婦と子どもからなる世帯なので、それ以外の方（例えば祖父母、叔父叔母等と同居する場合や父子・母子家庭の場合）は対象外となります。この場合は、一般世帯（優遇措置世帯含む）としてお申込みください。

(2) 入居期間 10年間

(3) 延長期間 最長5年間 ※条件に合致する世帯のみ

(4) 対象住戸

市営北柏（A棟～D棟）及び塚崎団地の3DK（65㎡以上）とし、募集時の空き状況に応じて対象住戸を決定します。

6 単身者の申込（入居）資格

単身者が申込み（入居）できる条件は次のとおりです。

ア 60歳以上の方

イ 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1～4級までの方

ウ 精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1～3級までの方

エ ウに規定する精神障害の程度に相当する知的障害の方

オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が特別項症、第1項症から第6項症、または第1款症である方

カ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている方

キ 生活保護法による被保護者

ク 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む）を受けている方

ケ 引揚者給付金等支給法第2条に規定する海外からの引揚者で、引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

コ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

サ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する被害者又は暴力を受けた者で、次に該当する者

① 一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

② 裁判所が下す身のつきまとい禁止等の命令の効力を生ずる日から起算して5年を経過していない者

※ 条件を満たしていても、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、自宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方を除きます。

※ 単身者が申込み（入居）できる部屋は、1DK, 2K, 3K, 2DK 以下で市が指定した部屋に限られます。

7 申込方法

配布された文書を確認してください。

- ① 柏市営住宅入居募集案内
- ② 柏市営住宅入居申込書
- ③ 申込用封筒
- ④ 柏市営住宅空家入居募集団地一覧

1, 2 ページの「申込書の書き方」を参照の上、必要事項を正確にご記入ください。

(注意) 記入漏れや、内容に虚偽や誤りがあった場合は、失格となりますのでご注意ください。
申込書には、必ず印鑑を押してください。

必要事項を記入した申込書を、記入間違いが無いか確認し 84 円切手 2 枚を貼って、折らずに申込用封筒に入れてください。封筒には、申込書だけ入れてください。

申込用封筒に差出人氏名を記入し、120 円切手を貼ってポストに投函してください。

8 申込みについての注意事項

(1) 申込後は、記入内容の変更は認められません。

(2) 次のような場合は、**失格**となります。

- ① 申込書の**記入に漏れ、誤り、虚偽**があった場合
- ② **重複**した申込があった場合
- ③ **入居資格に該当しない**場合
- ④ 入居手続きに必要な**書類**が取り揃えられない場合
- ⑤ **不正行為**があった場合

(3) 申込書は**折ったり、汚したり**しないでください。

(4) 書き損じた場合には、**訂正印を押印**してください。

(5) 申込みは1世帯につき1戸に限ります。

※ 募集期間中の消印が有効となります。それ以外の申込みは無効となります。

※ 失格・無効となった場合、申込時に貼付していただいた84円切手2枚を使用し、返却させていただきます。

9 抽選方法

各住戸ごとに公開抽選で行い、抽選は住宅政策課職員が代行し当選者及び補欠者を決定します。

結果については後日郵送で通知しますので、当日会場にお越しいただかなくても結構です。（電話での問合せはご遠慮ください）また、指定管理者のホームページにも掲載します。

※ 当選は入居資格審査を受けるための要件です。審査合格後入居することができます。

10 優遇措置

(1) 特定目的による優遇措置（募集受付の最終日時点の状況で判断します。）

本人及び同居者の中で、次の①～⑩のいずれかに該当される方がいる場合は、優遇措置として抽選玉がもう1個あたえられます。該当される方は申込書の優遇措置区分欄に○をつけてください。

※ 記載の誤り等がありますと失格になる場合があります。内容をよく確認して記入してください。入居資格審査時に該当する事項を証明する書類を提出していただきます。

- ① 申込者本人が配偶者のない者（母子・父子世帯）で現に20歳に満たない子を扶養している方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けていて、その等級が1級から4級までの方
- ③ 精神障害者手帳の交付を受けていて、その等級が1級から2級までの方
- ④ 療育手帳の交付を受けていて、その程度がAからBの1までの方
- ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けていて、その程度が特別項症、第1項症から第6項症、または第1款症の方
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦ 引揚者給付金等支給法第2条に規定する海外からの引揚者で、引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ⑨ 申込者本人が60歳以上の単身者もしくは60歳以上で次のいずれかに該当する親族のみと同居する方（老人世帯）
 - ア 配偶者（配偶者の年齢は問わず）
 - イ 18歳未満の児童
 - ウ 60歳以上の親族
- ⑩ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する被害者又は暴力を受けた者（7ページ サ 参照）

(2) 落選回数による優遇措置

平成25年11月募集以降の公開抽選において3回以上落選している方は優遇措置として抽選玉がもう1個あたえられます。落選回数は「落選通知」で確認しますので大切に保管してください。紛失した場合は、回数には含みませんので、ご注意ください（「落選通知」は再発行できません）。

※1 戸籍上の夫婦については同一申込人として扱います（落選時から現在に至るまで）。

※2 当選時、辞退又は失格となった場合、次回の申込みが1回目となりますので、それ以前の落選通知は使用できません。

1 1 入居資格審査

当選された方は、入居資格審査書類の提出日までに次の書類を提出してください。

提出先：〒277-0005 柏市柏4-11-15 サンエイ柏ビル5階

株式会社東急コミュニティー 柏市営住宅管理事務所

No.	提出書類	対象者
1	入居予定者全員の住民票 ※本籍地、筆頭者、続柄表示のあるもの	当選者全員
2	市県民税課税証明書・非課税証明書（18歳以上の世帯全員）	
3	納税状況の情報提供に関する同意書 ※当選された方へ後日送付します。	
4	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ※入居者全員のもの、親族で入居の場合は関係のわかる戸籍謄本	
5	現在、持家が無いなど住宅に困窮している証明書等の写し ※現在の住居の賃貸契約書、更新時の契約書、家賃通帳の写し等	
6	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、 戦傷病者手帳、原爆被爆者手帳のいずれかの写し	優遇措置を 受けた方のみ
7	DV被害者である証明 ※裁判所・一時保護施設等で発行の証明書等	
8	落選通知（3通） ※平成25年11月募集以降の公開抽選において落選された方	
9	生活保護受給証明書 ※生活支援課で交付しています。	該当者のみ
10	単身入居の入居者資格認定のための申立書 ※当選された方へ後日送付します。	
11	雇用保険被保険者離職票、被保険者資格喪失確認書、退職証明書等の いずれかの写し ※前年1月1日以降に退職した方	
12	給与証明書の写し（最新の写しを1通） ※現在の勤務先に前年の1月2日以降に就職または転職した方	
13	婚約証明書（書式自由。原則として双方の親が署名捺印したもの。） ※入居資格審査書類の提出日までに戸籍謄本を提出してください。 提出されない場合は失格となります。	
14	その他必要と認められる書類 ※審査が終了するまでに追加請求する場合があります。	

※暴力団員の照会について

入居者及び同居者のうち成人男性について、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員であるか否かを柏警察署に照会します。照会の結果、入居資格無しと判断された場合は、失格とします。

1 2 入居手続き

資格審査で合格と決定された方は、入居手続きを進めていただきます。

- (1) 請け書（賃貸借契約書に代わるもの）の提出
- (2) 名義人の印鑑登録証明書の提出（請け書に実印の押印が必要となります。）
- (3) 連帯保証人が1名必要です。申込者と同程度以上の収入を有する方
なお、連帯保証人の必要書類は、
 - ① 住民票〔個人（本籍地、筆頭者、続柄表示のあるもの）〕
 - ② 印鑑登録証明書（請け書に実印の押印が必要となります。）
 - ③ 前年の所得がわかる書類（税証明、源泉徴収票の写し、確定申告書の写しのいずれか）
- (4) 家賃3か月分の敷金が必要となります。

1 3 入居後の注意事項

※ 家賃は、原則として口座振替となります。

- (1) 入居は、入居可能日から10日以内とします。
10日以内に入居できない場合はお申し出ください。また入居後20日以内に入居報告書等を提出していただきます。
- (2) 家賃以外に共益費（水道、外灯など共同で使用している維持管理費）がかかります。共益費の管理及び徴収については、各団地の棟ごとに行っています。
- (3) 市営北柏、塚崎団地を除き、浴槽、風呂釜等の設置及び撤去費用は、入居者負担になります。
- (4) 世帯構成の変更、室内の模様替えなどは市の承認が必要になります。
詳しくは、当選者にお配りする「住まいのしおり」を一読してください。
- (5) 毎年4月から家賃が変わります。
新年度の家賃を決定するため、税申告とは別に、毎年6月～7月頃に住宅政策課へ収入申告をしていただきます。
- (6) 駐車場の利用について
 - ・ 駐車場は、市営北柏、塚崎団地及び東十余二団地にのみ整備されています。
 - ・ 使用期間は許可日～翌年3月31日とします。（年度ごとに更新をしていただく必要があります。）
 - ・ 空き区画が無い場合、近隣の民間駐車場をご利用ください。
 - ・ 近隣の民間駐車場については、ご案内できませんのでご了承ください。

■ 駐車場料金表

名 称	使用料 (月額)
市営北柏	5, 2 4 0 円
東十余二団地	
塚崎団地	3, 3 0 0 円

(7) 市営住宅では、犬・猫・小動物等を飼うこと及び餌付け又は預かることを禁止しています。身体障害者補助犬法に基づく介助犬は、確認証の写しを提出してください。

(8) 他の入居者の迷惑になる行為はしないでください。臭いや騒音等の迷惑行為は、明渡し
の措置を行う場合があります。

※ 改良住宅以外の市営住宅においては、入居から3年を経過した後、世帯の所得が収入基準（一般世帯158,000円 裁量世帯214,000円）を超えた場合は、家賃が割増になるとともに収入超過者として認定し、明渡し努力義務が生じます。

また、入居から5年を経過した後、世帯の所得が313,000円を2年続けて超えた場合は高額所得者として認定し、明渡ししていただきます。

改良住宅の場合も同様に、入居から3年を経過した後、世帯の所得が収入基準（一般世帯114,000円 裁量世帯139,000円）を超えた場合は、割増賃料が加算され、明渡し努力義務が生じます。

1 4 市営住宅の家賃

改良住宅以外の市営住宅の家賃は、次の方法で決定されます。

月額家賃＝①家賃算定基礎額×②市町村立地係数×③規模係数×④経過年数係数×⑤利便性係数

①から⑤までを乗じて算出した金額が、家賃となります。

(1) 家賃算定基礎額とは

入居者（世帯全員）の収入に応じて設定される家賃の基礎となる金額で、この金額は毎年度、政令によって定められます。

	区分	あなたの世帯の月収額	家賃算定基礎額
原則階層	1	0～104,000円	34,400円
	2	104,001～123,000円	39,700円
	3	123,001～139,000円	45,400円
	4	139,001～158,000円	51,200円
裁量階層	5	158,001～186,000円	58,500円
	6	186,001～214,000円	67,500円

(2) 市町村立地係数とは

各市町村の地価の状況を勘案して、政令に基づき国土交通省が0.7～1.6までの範囲で市町村ごとに定める数値です。

柏市は、1.05と定められています。

(3) 規模係数とは

政令に基づき、住戸の床面積（バルコニー部分等を除く住戸専用面積）を65㎡で除した数値です。

$$\text{規模係数} = \text{戸当たり住戸専用面積} \div 65 \text{ m}^2$$

(4) 経過年数係数とは

政令に基づき、市営住宅建設後の経過年数に応じた数式で設定される数値です。

$$\text{①経過年数係数} = 1 - 0.0039 \times \text{経過年数（法改正後）}$$

$$\text{②平成16年10月1日時点での経過年数係数（法改正前）}$$

①と②を比較して数値の低い経過年数係数で計算します。

(5) 利便性係数とは

市が、市営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、市営住宅の設備、その他の当該市営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して、0.5以上1.3以下で定めます。

市営住宅の地域名称	利便性係数
根戸団地、宿連寺団地	0.7
高田団地、逆井団地、逆井第2団地、塚崎団地	0.8
東十余二団地	0.9
市営北柏、向原団地	1.0

収入基準早見表

○一般市営住宅

表1 給与所得者1人の場合の早見表（前1年間の総収入）

家族数	単身者	2人	3人	4人	5人
原則階層	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999
総収入金額	以下	以下	以下	以下	以下
裁量階層	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999
総収入金額	以下	以下	以下	以下	以下

表2 事業所得者1人の場合の早見表（前1年間の必要経費控除後の所得金額）

家族数	単身者	2人	3人	4人	5人
原則階層	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000
所得金額	以下	以下	以下	以下	以下
裁量階層	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,048,000
所得金額	以下	以下	以下	以下	以下

○改良住宅

表3 給与所得者1人の場合の早見表（前1年間の総収入）

家族数	単身者	2人	3人	4人	5人
原則階層	2,211,999	2,755,999	3,299,999	3,811,999	4,287,999
総収入金額	以下	以下	以下	以下	以下
裁量階層	2,643,999	3,183,999	3,711,999	4,187,999	4,663,999
総収入金額	以下	以下	以下	以下	以下

表4 事業所得者1人の場合の早見表（前1年間の必要経費控除後の所得金額）

家族数	単身者	2人	3人	4人	5人
原則階層	1,386,000	1,748,000	2,128,000	2,508,000	2,888,000
所得金額	以下	以下	以下	以下	以下
裁量階層	1,668,000	2,048,000	2,428,000	2,808,000	3,188,000
所得金額	以下	以下	以下	以下	以下

【参 考】

- この表は、17 ページの特別控除対象者のいない世帯で収入のある方が1人の場合です。
- 総収入金額は、諸手当、賞与、税金等すべてを含めた総収入です。（表1のみ）
- 世帯員数には、遠隔地扶養者含まれます。
- 休職又は休業の扱いは、復職又は復業した日を以って就職又は始業したものとして計算します。詳しくは柏市営住宅管理事務所までお尋ねください。

15 月収額の求め方

(1) 給与所得者の場合

(就職時期により下記①、②の方法で年間収入を算出してください。)

給与所得とは給料、ボーナスなどの所得で、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入が該当します。

給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、諸手当などを含んだすべての支払金額です。(通勤手当等の非課税所得は含みません。)

計算の順序	就職(勤労)の時期	計 算 方 法	算 出 し た 金 額																										
① 年間総収入の計算	①現在の勤務先に前年1月1日以前から引続き勤務している人	前年1年間の総収入 (源泉徴収票の支払金額)	(注) 給与所得者が2人以上いる場合はそれぞれ個別に計算してください。 年間総収入金額 円 端数整理(はすうせいり) 年間総収入金額または、年間推定総収入金額が1,628,000円から6,599,999円までの人は次の例により端数整理をする。 例 (総収入金額)(定数) 3,832,999円÷4,000円＝958.24975円 (端数整理)(定数) 958円×4,000円＝3,832,000円 (端数整理後の総収入金額) (注) 1,627,999円以下の人は端数整理はしない。																										
	②申込時現在の勤務先に前年の1月2日以降就職又は転職した人(年途中で再就職した場合)	再就職後の各月の収入の合計 (※通勤費、賞与を除く) × 12 再就職後の月数 + 賞与等＝年間の推定総収入金額 (注) 1カ月未満の勤務による収入は、その月の収入を除いて計算してください。 ※ 現在の勤務先に勤めてまだ1カ月分の給与を受けていない方は、雇用条件にもとづき支給が予定されている1カ月分の給与を1.2倍した年間の推定総収入金額																											
② 年間総収入金額です。就職時期に合わせて該当欄に記入してください。就 職 時 期 に 合 わ せ て 該 当 欄 に 記 入 し て く だ さ い。	<table border="1"><thead><tr><th>年間総収入金額の区分</th><th>給与所得の計算方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>イ 650,999円まで</td><td>給与所得は0円</td></tr><tr><td>ロ 651,000円から1,618,999円まで</td><td>(総収入金額)－650,000円</td></tr><tr><td>ハ 1,619,000円から1,619,999円まで</td><td>給与所得は＝969,000円</td></tr><tr><td>ニ 1,620,000円から1,621,999円まで</td><td>給与所得は＝970,000円</td></tr><tr><td>ホ 1,622,000円から1,623,999円まで</td><td>給与所得は＝972,000円</td></tr><tr><td>ヘ 1,624,000円から1,627,999円まで</td><td>給与所得は＝974,000円</td></tr><tr><td>ト 1,628,000円から1,799,999円まで</td><td>(端数整理後の総収入金額)×0.6＝</td></tr><tr><td>チ 1,800,000円から3,599,999円まで</td><td>(端数整理後の総収入金額)×0.7－180,000円＝</td></tr><tr><td>リ 3,600,000円から6,599,999円まで</td><td>(端数整理後の総収入金額)×0.8－540,000円＝</td></tr><tr><td>ヌ 6,600,000円から9,999,999円まで</td><td>(総収入金額)×0.9－1,200,000円＝</td></tr><tr><td>ル 10,000,000円から19,999,999円まで</td><td>(総収入金額)×0.95－1,700,000円＝</td></tr><tr><td>ヲ 20,000,000円</td><td>給与所得は＝17,300,000円</td></tr></tbody></table>		年間総収入金額の区分	給与所得の計算方法	イ 650,999円まで	給与所得は0円	ロ 651,000円から1,618,999円まで	(総収入金額)－650,000円	ハ 1,619,000円から1,619,999円まで	給与所得は＝969,000円	ニ 1,620,000円から1,621,999円まで	給与所得は＝970,000円	ホ 1,622,000円から1,623,999円まで	給与所得は＝972,000円	ヘ 1,624,000円から1,627,999円まで	給与所得は＝974,000円	ト 1,628,000円から1,799,999円まで	(端数整理後の総収入金額)×0.6＝	チ 1,800,000円から3,599,999円まで	(端数整理後の総収入金額)×0.7－180,000円＝	リ 3,600,000円から6,599,999円まで	(端数整理後の総収入金額)×0.8－540,000円＝	ヌ 6,600,000円から9,999,999円まで	(総収入金額)×0.9－1,200,000円＝	ル 10,000,000円から19,999,999円まで	(総収入金額)×0.95－1,700,000円＝	ヲ 20,000,000円	給与所得は＝17,300,000円	年間所得金額 円 (注) 給与所得者が2人以上いる場合は、ここで所得を合算してください。
	年間総収入金額の区分	給与所得の計算方法																											
イ 650,999円まで	給与所得は0円																												
ロ 651,000円から1,618,999円まで	(総収入金額)－650,000円																												
ハ 1,619,000円から1,619,999円まで	給与所得は＝969,000円																												
ニ 1,620,000円から1,621,999円まで	給与所得は＝970,000円																												
ホ 1,622,000円から1,623,999円まで	給与所得は＝972,000円																												
ヘ 1,624,000円から1,627,999円まで	給与所得は＝974,000円																												
ト 1,628,000円から1,799,999円まで	(端数整理後の総収入金額)×0.6＝																												
チ 1,800,000円から3,599,999円まで	(端数整理後の総収入金額)×0.7－180,000円＝																												
リ 3,600,000円から6,599,999円まで	(端数整理後の総収入金額)×0.8－540,000円＝																												
ヌ 6,600,000円から9,999,999円まで	(総収入金額)×0.9－1,200,000円＝																												
ル 10,000,000円から19,999,999円まで	(総収入金額)×0.95－1,700,000円＝																												
ヲ 20,000,000円	給与所得は＝17,300,000円																												

(2) 公的年金所得者の場合

公的年金とは、国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、年金基金、恩給、各種共済年金などで所得区分は雑所得となります。

その他法律により非課税とされている各種の年金（障害年金、遺族年金、福祉年金等）については所得金額0円として計算してください。

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入額	年間所得金額の計算方法
64歳以下の方	700,000円まで	所得は0
	700,001円から1,299,999円まで	(年金の総収入額) - 700,000円 =
	1,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 375,000円 =
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 785,000円 =
65歳以上の方	1,200,000円まで	所得は0
	1,200,001円から3,299,999円まで	(年金の総収入額) - 1,200,000円 =
	3,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 375,000円 =
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 785,000円 =

年間所得金額

①

(3) その他の所得・日雇の場合

その他の所得とは事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得で、自営業、サービス業、外交員等の所得が該当します。

年間所得金額の計算	その他の所得	開業等の時期	計算の方法
		①現在の事業を前年1月1日以前から営み、引続き同じ事業をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費
		②現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過している方	申込前1年間の所得金額をもって計算する。
		③現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過していない方	事業を始めた翌月から申込前月までの総収入金額（総売上高） - 必要経費 ÷ 営業月数 × 12 = 1年間の確定所得金額 (事業を始めた翌月から申込前月までの月数)
	日雇	雇用の時期	計算の方法
		①前年1月1日以前から引続き現在まで同じ日雇をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額)
		①前年1月2日以後に現在の日雇を始めた方	日雇を始めた翌月からの所得金額から計算する。(所得金額の計算、収入期間のとり方等については給与所得の例にならってください。)

年間所得金額

①

(4) 控除の内容及び控除額

控 除 名		控除対象者	控 除 額	必要書類
一 般 控 除	親族控除	入居予定親族（申込み者本人を除く）及び遠隔地扶養親族	1人につき 38万円	世帯全員の 住民票
	老人扶養 控 除	扶養親族のうち、年齢70歳以上の人	親族控除の他 1人につき 10万円	世帯全員の 住民票
特 別 控 除	特定扶養 控 除	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人 （配偶者を除く）	親族控除の他 1人につき 25万円	世帯全員の 住民票
	寡婦控除	㊦夫と死別してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で所得500万円以下の人 ㊧夫と死別し又は、離婚してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で扶養親族のある人 ㊨結婚暦のない母で、現在も結婚しておらず、扶養親族がいる人又は生計を一にする子（所得金額が38万円以下の者で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない人）がいる人	申込み者本人の 所得から27万円 （所得が27万円未満 の場合はその額）	戸籍謄本
	寡夫控除	㊦妻と死別し若しくは離婚した後婚姻していない人 又は、妻の生死が不明な人で、現に生計を一にする子（所得が38万円以下）を有し所得500万円以下の人 ㊧結婚暦のない父で、現在も結婚しておらず、合計所得金額が500万円以下であり、生計を一にする子（所得金額38万円以下の者で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない人）がいる人	申込み者本人の 所得から27万円 （所得が27万円未満 の場合はその額）	戸籍謄本
	障害者 控 除	申込み者本人又は同居予定者のうち（下記以外もあり） ㊦中度・軽度の知的障害者（療育手帳表示B） ㊧精神保健福祉手帳の交付を受けている2・3級の人 ㊨身体障害者手帳の交付を受けている1・2級以外の人	親族控除の他 1人につき 27万円	各手帳の 写し
	特別障害 者 控 除	申込み者本人又は同居予定者のうち（下記以外もあり） ㊦重度の知的障害者（療育手帳表示A） ㊧精神保健福祉手帳の交付を受けている1級の人 ㊨身体障害者手帳の交付を受けている1・2級の人	親族控除の他 1人につき 40万円	各手帳の 写し

(各種控除の計算方法)

※ 各種控除の内容は(4)により確認してください。

控除	控除名	控除の内容及び金額			
年間所得金額から差し引く額です。 家族の事情によりあてはまるところを計算してください。	㉓親族控除	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族] 38万円 × 人 = 万円	→	親族控除額	円
	㉔老人扶養控除	[70歳以上の扶養親族] 10万円 × 人 = 万円	→	老人扶養控除額	円
	㉕特定扶養親族控除	[16歳～23歳未満の扶養親族] 25万円 × 人 = 万円	→	特定扶養親族控除額	円
	㉖寡婦(夫)控除	[所得のある者が寡婦(夫)の場合] 27万円 × 人 = 万円	→	寡婦(夫)控除額	円
	㉗障害者控除	[身体障害者等がいる場合] 27万円 × 人 = 万円	→	障害者控除額	円
	㉘特別障害者控除	[特別身体障害者等がいる場合] 40万円 × 人 = 万円	→	特別障害者控除額	円
				控除額合計	㉙ 円

(5) 月収額の計算

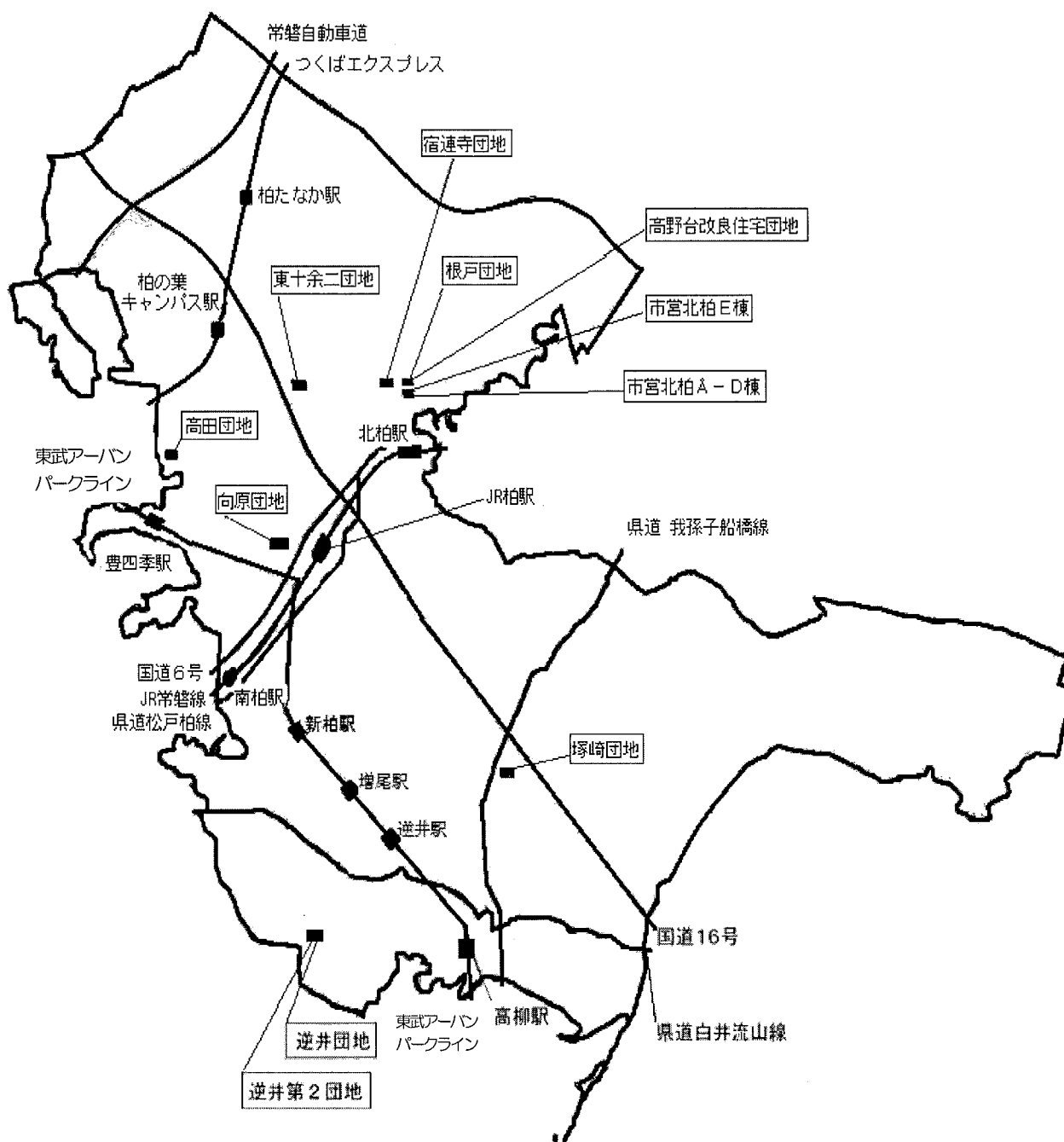
(1) から (3) で算出した年間所得金額 A をもとに各種控除額 B を差し引き月収額を計算してください。

$$\left(\begin{array}{c} \text{㉚ 円} \\ \text{年間所得金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{㉙ 円} \\ \text{控除額合計} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{c} \text{㉛ 円} \\ \text{計算した月収額} \end{array}$$

◎一般市営住宅 ○あなたの申込家族の月収額(月額所得額)が158,000円以下なら申し込みできます。
 裁量階層世帯なら, 214,000円以下なら申し込みできます。

◎改良住宅 ○あなたの申込家族の月収額(月額所得額)が114,000円以下なら申し込みできます。
 裁量階層世帯なら, 139,000円以下なら申し込みできます。

柏市営住宅案内図



交通機関

高野台改良住宅団地 根戸団地 ・ 市営北柏 宿連寺団地	J R 常磐線北柏駅下車徒歩 15 分。 または北柏駅北口から東武バス利用の柏市立高校、布施、三井団地、東急柏ビレジ行き 5 分 か柏駅西口から東武バス利用の柏市立高校、柏たなか駅、東急柏ビレジ行き 9 分、いずれも布施入口バス停下車徒歩 5 分
高田団地	柏駅西口から東武バス利用の高田車庫、国立がん研究センター、柏の葉公園、柏の葉キャンパス駅西口行きで 15 分、梅林バス停下車徒歩 3 分
東十余二団地	柏駅西口から東武バス利用で若柴循環、柏市立高校（柏 12）行きで 10 分、キャタピラー東日本前バス停下車徒歩 10 分。または J R 常磐線北柏駅南口から東武バス利用で北柏ライフタウン循環で 10 分、松葉第一小学校前バス停下車徒歩 10 分
逆井団地 逆井第 2 団地	柏駅東口から東武バス利用の逆井入口経由南柏駅東口行きで 20 分、新栄町バス停下車徒歩 20 分。新京成電鉄五香駅東口から新京成バス利用の小新山町入口行きで 10 分、終点バス停下車徒歩 3 分。東武アーバンパークライン逆井駅下車徒歩 30 分。
塚崎団地	柏駅東口から東武バス沼南車庫行き 25 分、榎木戸下車徒歩 15 分
向原団地	柏駅西口から徒歩 10 分

※バス路線につきましては、主なもののみを記載しております。

※本数が非常に少ない路線がございます。また、廃線や路線変更されている可能性もございますので、お出かけの前に各バス会社にご確認下さいますようお願い致します。

※「柏市営住宅一覧」および「柏市営住宅間取り図」には募集のない住戸についても記載しています。今回募集をしている住戸は別紙『令和元年12月募集分 柏市営住宅空家入居募集团地一覧表』をご参照ください。

柏市営住宅一覧 その1

団地名	棟番号	間取 番号	間取	面積㎡	浴槽の有無	家賃	所在地	建設 年度
高野台改良 住宅団地 (4階建)	1号棟	4	2K	33.5	風呂釜、浴槽は入居者の負担 (浴室はベランダに増築されてます。)	4,400	根戸467番地	S39
	2号棟					5,200		S40
	3号棟					5,200		S41
	4号棟					5,900		S42
根戸団地 (4階建)	5号棟	5	2K	34.4	風呂釜、浴槽は入居者の負担	7,800～15,400	根戸467番地	S43
	6号棟	6	3K	37.3		8,700～17,100		S44
	7号棟			37.3		8,800～17,400		S45
	8号棟	7	3K	41.0		10,100～19,800		S47
宿連寺団地 (4階建)	9号棟	8	3DK	46.5	風呂釜、浴槽は入居者の負担	11,900～23,300	宿連寺235番地の2	S49
高田団地 (3階建)	10号棟	9	3DK	51.1	風呂釜、浴槽は入居者の負担	15,400～30,300	高田63番地の4	S51
	11号棟					15,700～30,800		S52
	12号棟					15,900～31,300		S53
逆井団地 (3階建)	13号棟	10	3DK	56.8	風呂釜、浴槽は入居者の負担	18,000～35,400	新逆井二丁目7番	S54
	14号棟					18,300～35,900		S55
	15号棟					18,600～36,500		S56
	16号棟					18,900～37,100		S57
東十余二団地 (3階建)	1号棟	1	3DK	57.1	風呂釜、浴槽は入居者の負担(車椅子対応住戸を除く)	22,000～43,200	十余二297番地の134	S59
		2	車椅子3DK	63.9		24,600～48,400		
	2号棟	1	3DK	57.1		22,000～43,200		
		2	車椅子3DK	63.9		24,600～48,400		
		3	老人同居4DK	86.1		33,200～65,200		
逆井第2団地 (3階建)	17号棟	11	3DK	61.2	風呂釜、浴槽は入居者の負担	21,900～43,000	新逆井二丁目7番	S62
市営北柏 A棟10階建 ※エレベーターは奇数階のみ停止します。	A棟	13	3DK-A	69.1	風呂釜、ユニットバスは標準	32,700～64,100	根戸411番地の11	H3
		14	3DK-B	67.4		31,900～62,500		
		15	3DK-C	67.4		31,900～62,500		
		16	2DK	60.1		28,400～55,800		
市営北柏 C棟7階建 D棟4階建 B棟7階建 E棟7階建 ※D棟を除き、エレベーターが設置されています。	C棟	25	3DK-A	67.4	風呂釜、ユニットバスは標準	33,100～65,100	根戸411番地の11	H6
		24	3DK-B	66.9		32,900～64,600		
		23	2DK	51.4		25,300～49,600		
	D棟	27	3DK	66.9	風呂釜、ユニットバスは標準	32,900～64,600		H6
		26	2DK	51.4		25,300～49,600		
		28	車椅子3DK	78.8	同上(専用のもの)	38,700～76,100		
	B棟	19	3DK	67.4	風呂釜、ユニットバスは標準	34,000～66,800		H9
		22	2DK	51.4		25,900～51,000		
		21	車椅子2DK-A	67.4	同上(専用のもの)	34,000～66,800		
		20	車椅子2DK-B	69.1		34,900～68,500		
		17	1DK-A	30.4	風呂釜、ユニットバスは標準	15,300～30,100		
		18	1DK-B	38.6		19,500～38,300		
	E棟	29	2DK(一般)	56.9	風呂釜、ユニットバスは標準	29,100～57,100	根戸467番地の18	H12
		31	2DK(シルシ)	56.9		29,100～57,100		
		32	1DK-1(シルシ)	45.4		23,200～45,600		
			1DK-2(シルシ)	45.8		23,400～46,000		
		30	車椅子1DK	53.7	同上(専用のもの)	27,500～53,900		

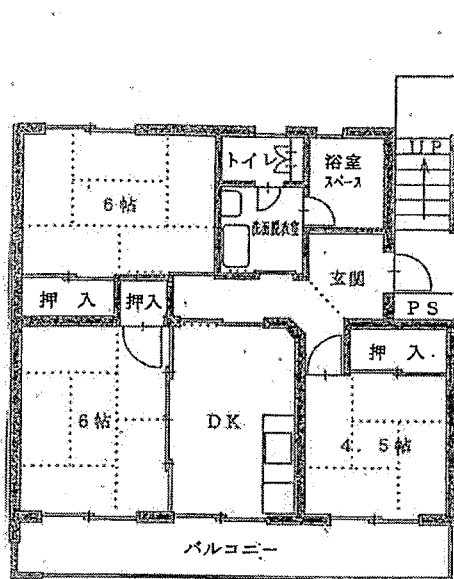
柏市営住宅一覧 その2

団 地 名	棟番号	間取 番号	間取	面積㎡	浴槽の有無	家 賃	所在地	建設 年度
塚崎団地 1号棟 3階建 2号棟 3階建 3号棟 3階建 4号棟 3階建 5号棟 3階建 6号棟 3階建 7号棟 4階建 8号棟 4階建 9号棟 3階建	1号棟	34	1DK	37.4	風呂釜、ユニットバスは標準	14,900～29,200	塚崎 1325番地	H7
		33	1DK	42.0		16,700～32,800		
		35	2DK	54.5		21,700～42,600		
		36	3DK	66.2		26,400～51,800		
			3DK	66.0		26,300～51,600		
	2号棟	37	2DK	54.5		21,700～42,600		H7
			2DK	54.6		21,700～42,700		
		38	3DK	66.2		26,400～51,800		
			3DK	66.0		26,300～51,600		
	3号棟	40	2DK	57.0		22,700～44,600		H7
			2DK	57.2		22,800～44,700		
		39	3DK	68.7		27,400～53,700		
			3DK	68.6		27,300～53,600		
	4号棟	41	2DK	57.2		23,000～45,200		H8
			2DK	57.0		22,900～45,000		
		42	3DK	68.7		27,600～54,300		
			3DK	68.6		27,600～54,200		
	5号棟	44	1DK	37.4		15,000～29,500		H8
		43	1DK	42.0		16,900～33,200		
		45	2DK	54.5		21,900～43,000		
		46	3DK	66.2		26,600～52,300		
			3DK	66.0		26,500～52,100		
	6号棟	47	2DK	57.2		23,100～45,400		H9
			2DK	57.0		23,000～45,200		
		48	3DK	68.7		27,800～54,500		
			3DK	68.6		27,700～54,400		
	7号棟	49	2DK	57.2		23,100～45,400		H9
			2DK	57.0		23,000～45,200		
		50	3DK	68.7		27,800～54,500		
			3DK	68.6		27,700～54,400		
	8号棟	51	2DK	57.2		23,200～45,600		H10
			2DK	57.0		23,100～45,400		
		52	3DK	68.7		27,900～54,700		
			3DK	68.6		27,800～54,700		
	9号棟	53	2DK	54.6		22,200～43,700		H11
		54	3DK	66.2		27,000～53,000		
向原団地 (4階建)		12	3K	37.8	風呂釜、浴槽は入居者の負担	13,100～25,700	向原町 3番30号	S46

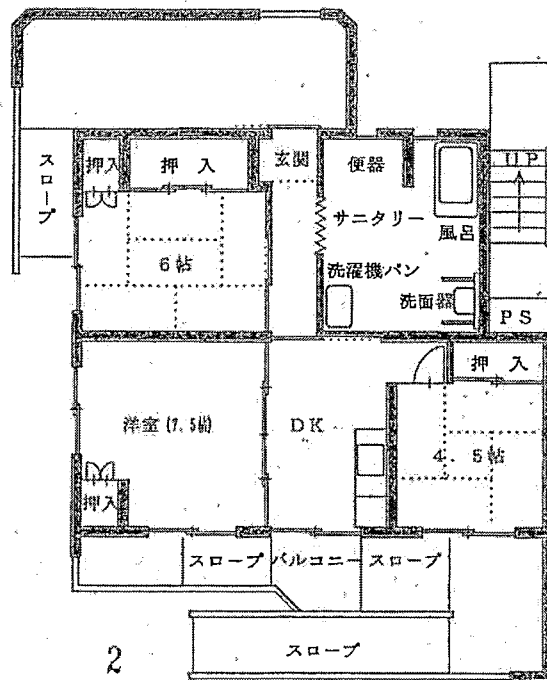
家賃の額は入居者の所得に応じて、毎年算出されます。（高野台改良住宅を除く。）

トイレは部屋により洋式タイプと和式タイプがあります。

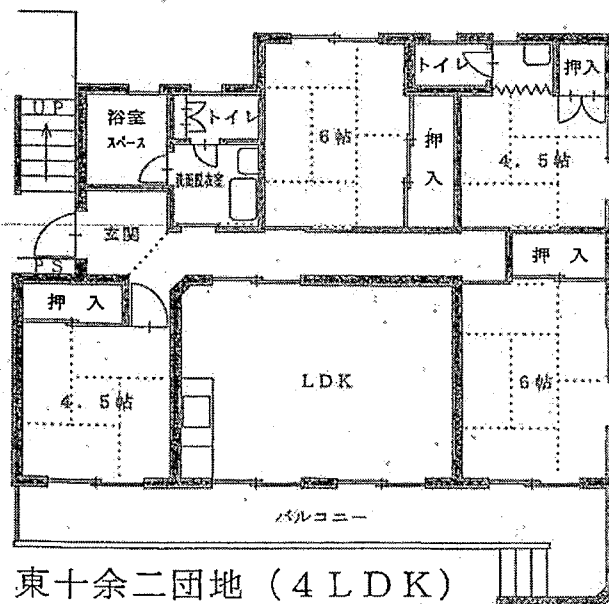
柏市営住宅間取り図



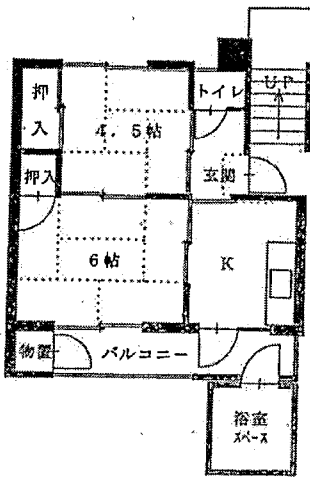
1 東十余二団地 (3DK)
1～2号棟, 一般住戸 (反転あり)



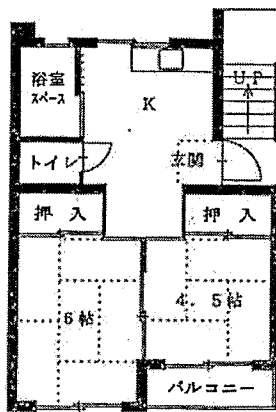
2 東十余二団地 (3DK)
1～2号棟, 車椅子世帯 (反転あり)



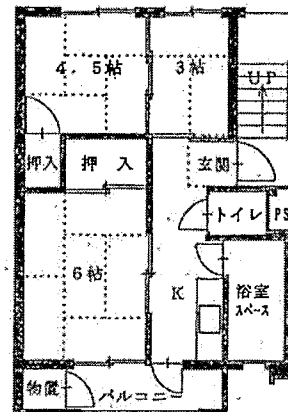
3 東十余二団地 (4LDK)
2号棟, 老人同居世帯



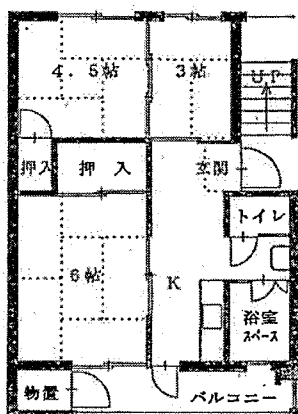
1 改良住宅団地 (2K)
1~4号棟 (反転あり)



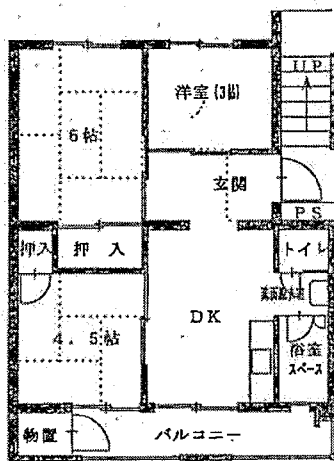
5 根戸団地 (2K)
5号棟 (反転あり)



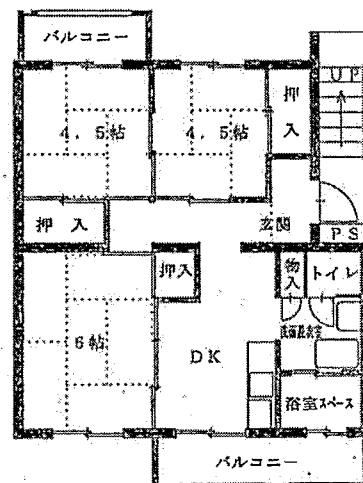
6 根戸団地 (3K)
6~7号棟 (反転あり)



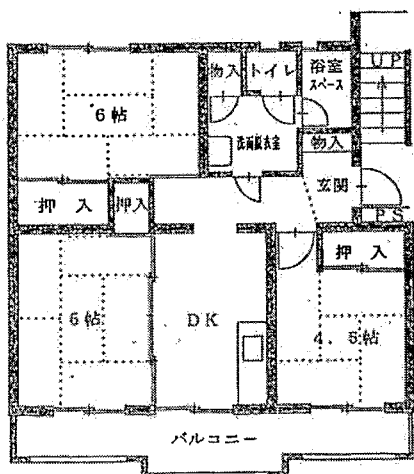
7 根戸団地 (3K)
8号棟 (反転あり)



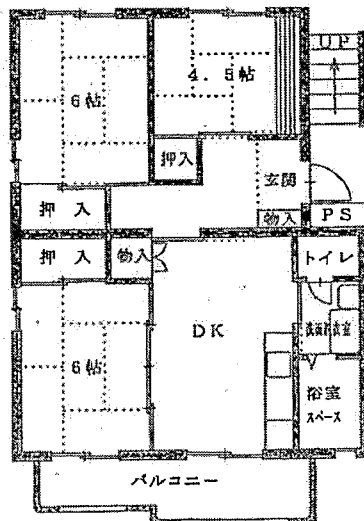
8 宿連寺団地 (3DK)
9号棟 (反転あり)



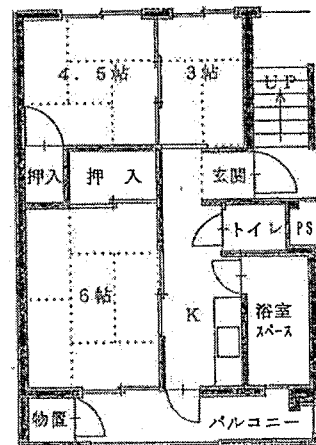
9 高田団地 (3DK)
10~12号棟 (反転あり)



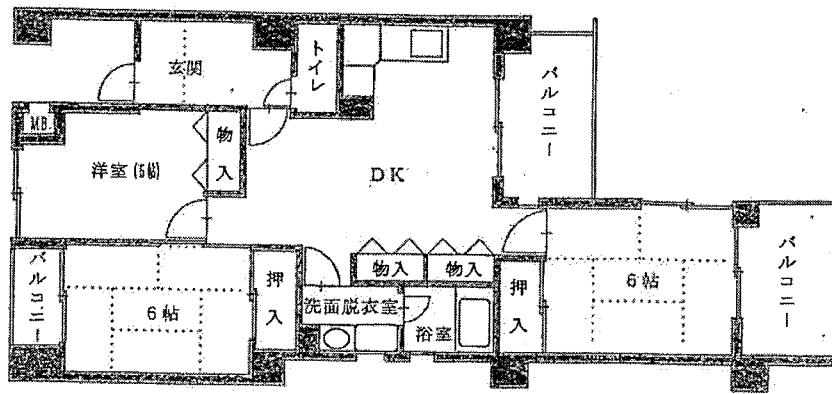
10 逆井団地 (3DK)
13~16号棟 (反転あり)



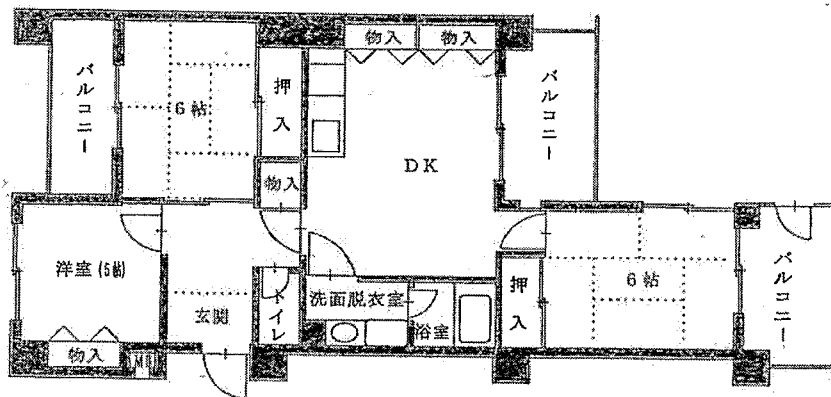
11 逆井第2団地 (3DK)
17号棟 (反転あり)



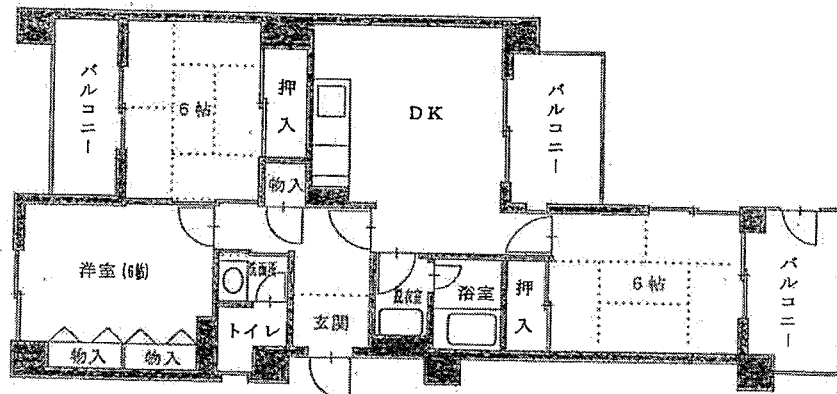
12 向原団地 (3K)
(反転あり)



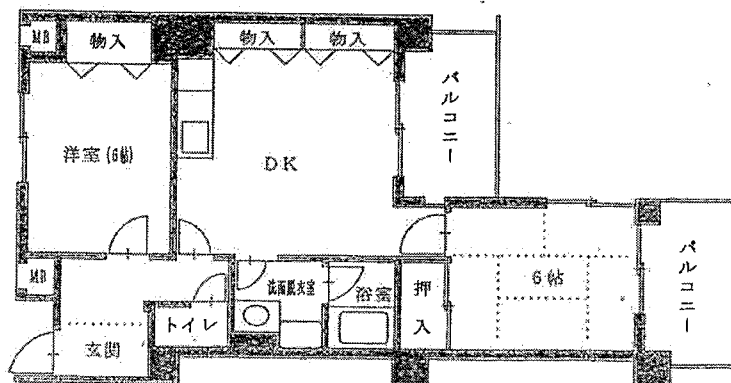
13 市営北柏A棟 (3DK-A)



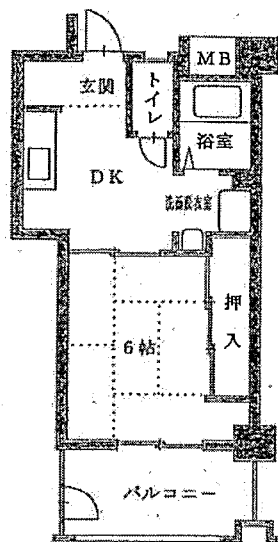
14 市営北柏A棟 (3DK-B)



15 市営北柏A棟 (3DK-C)

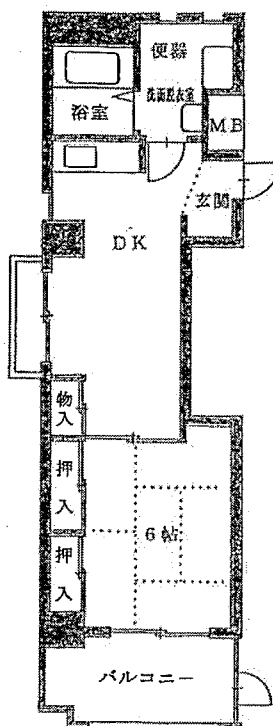


16 市営北柏A棟 (2DK)



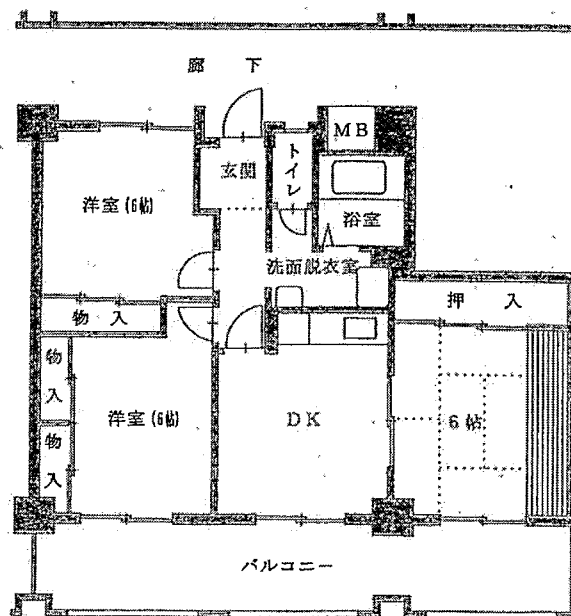
17

市営北柏B棟 (1DK-A)
単身者住戸 (反転あり)

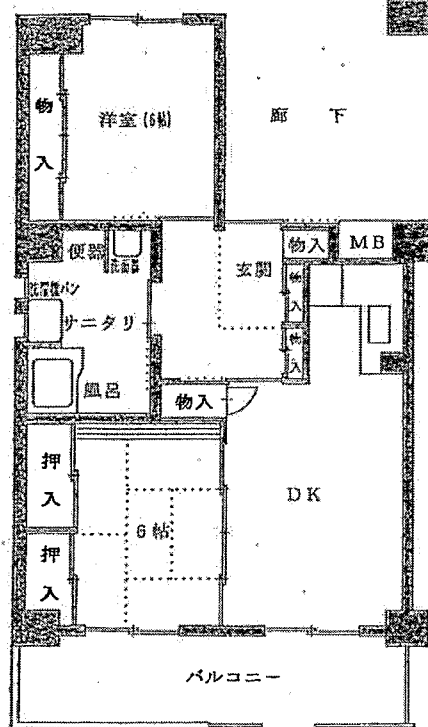


18

市営北柏B棟 (1DK-B)
単身者住戸 (反転あり)



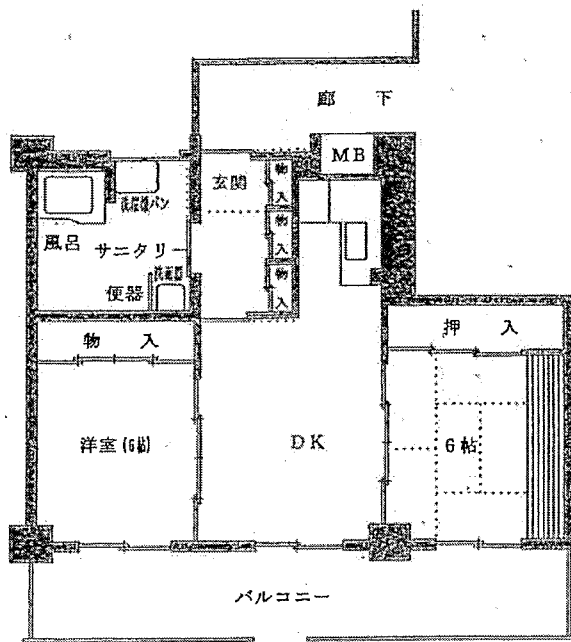
19 市営北柏B棟 (3DK)
(反転あり)



20

市営北柏B棟 (2DK-B)

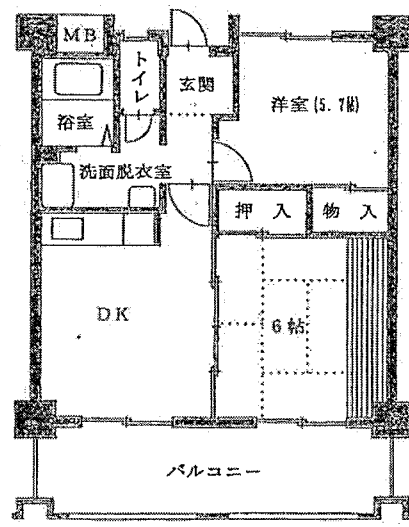
車椅子世帯 (反転あり)



21

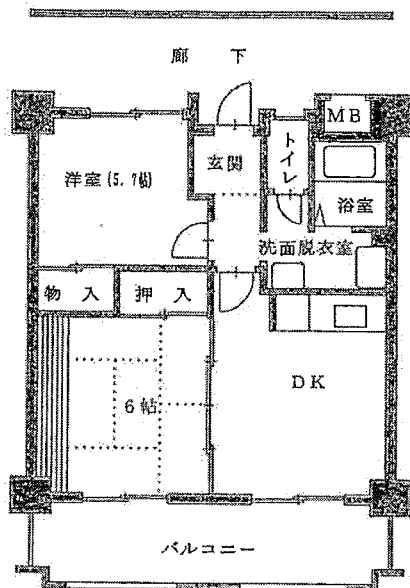
市営北柏B棟 (2DK-A)

車椅子世帯 (反転あり)

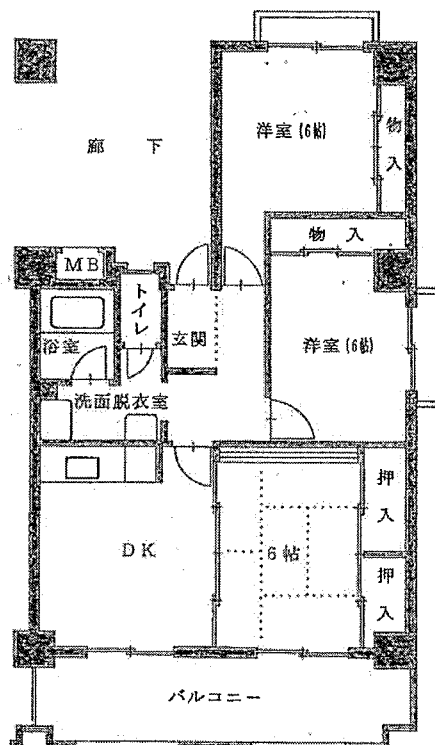


市営北柏B棟 (2DK)
(反転あり)

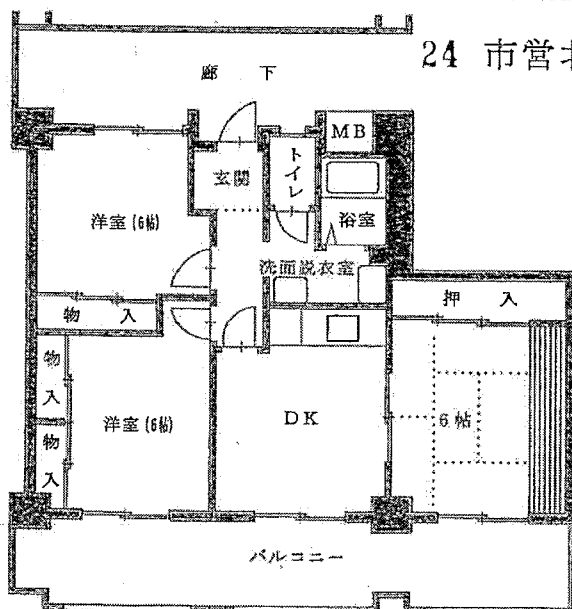
22



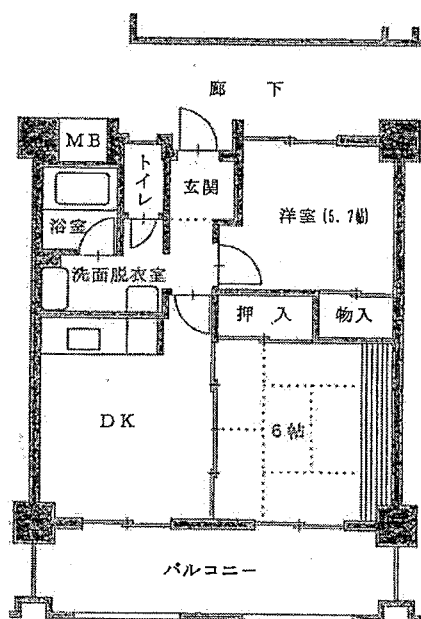
23 市営北柏C棟 (2DK)



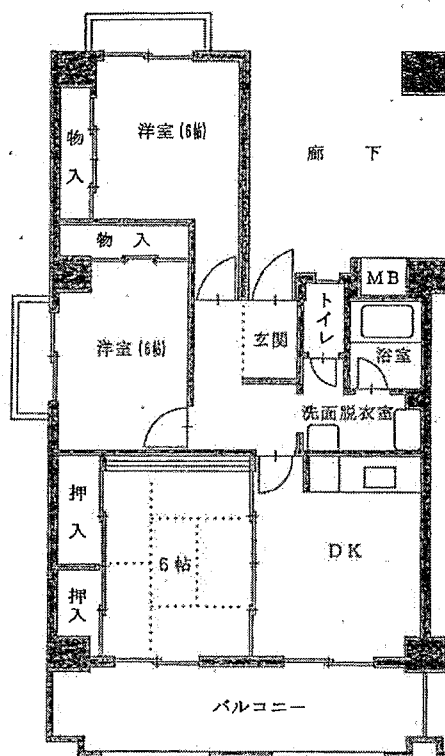
24 市営北柏C棟 (3DK-B)



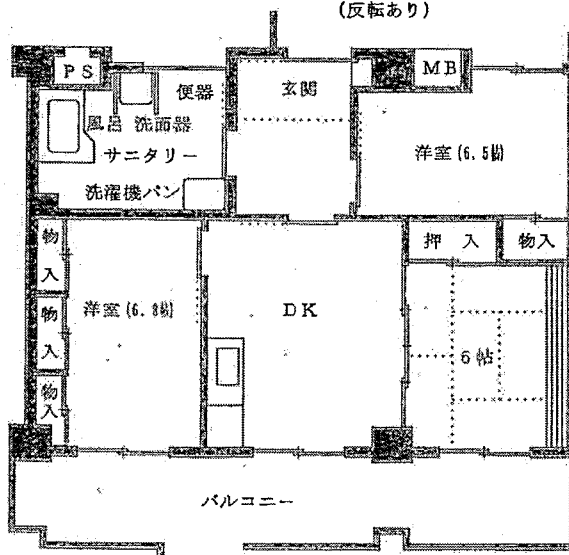
25 市営北柏C棟 (3DK-A)
(反転あり)



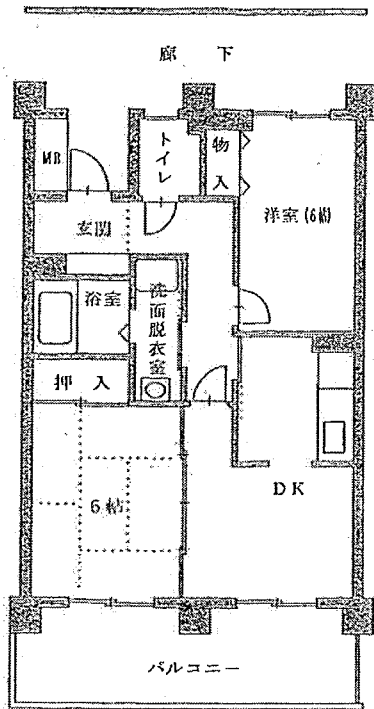
26 市営北柏D棟 (2DK)
(反転あり)



27 市営北柏D棟 (3DK)
(反転あり)

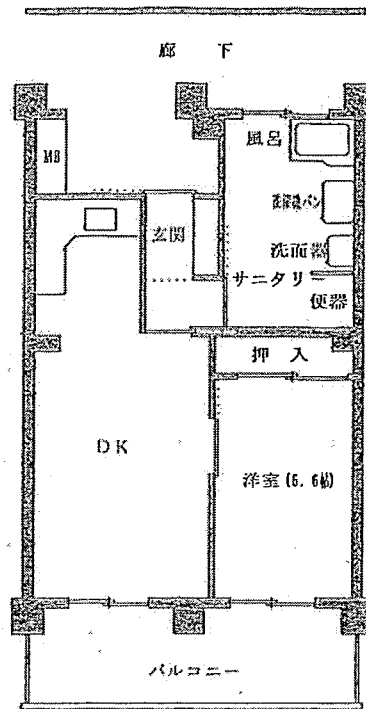


28 市営北柏D棟 (3DK)
車椅子世帯 (反転あり)



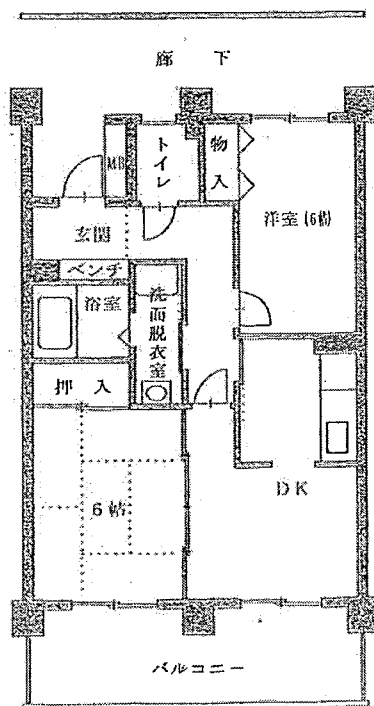
29

一般住戸
市営北柏E棟 (2DK)



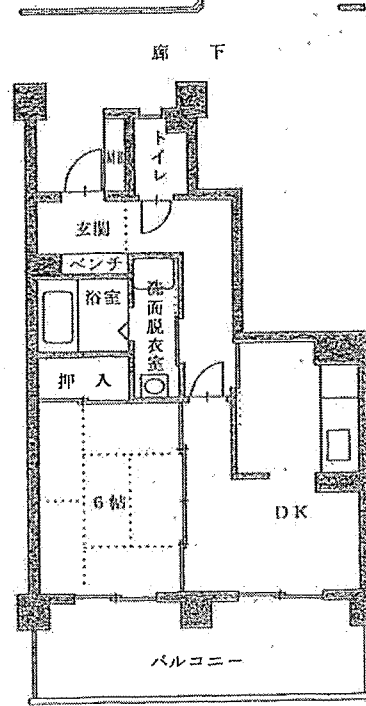
30

車椅子車身者住戸
市営北柏E棟 (1DK)



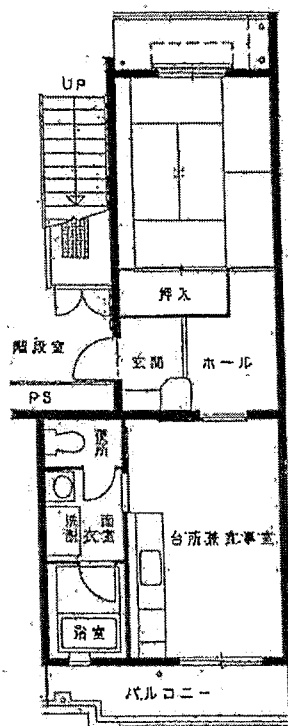
31

シルバー専用住戸
市営北柏E棟 (2DK)

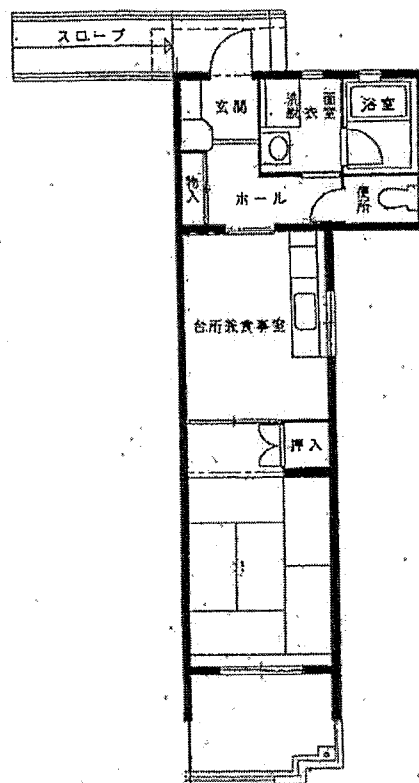


32

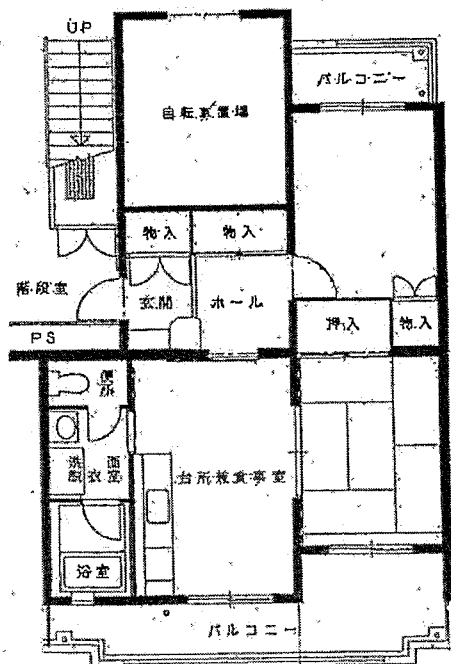
シルバー専用住戸
市営北柏E棟 (1DK)



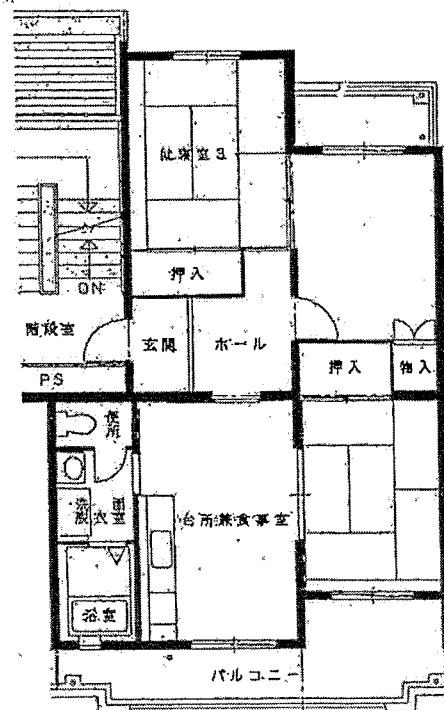
33 塚崎団地1号棟
(1DK一般)
反転あり



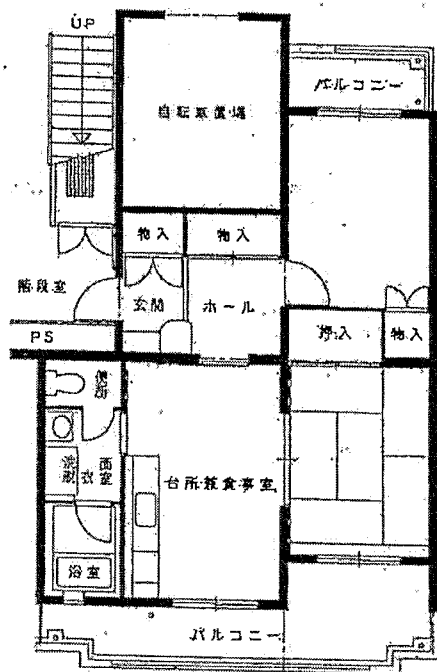
34 塚崎団地1号棟
(1DK妻側)
反転あり



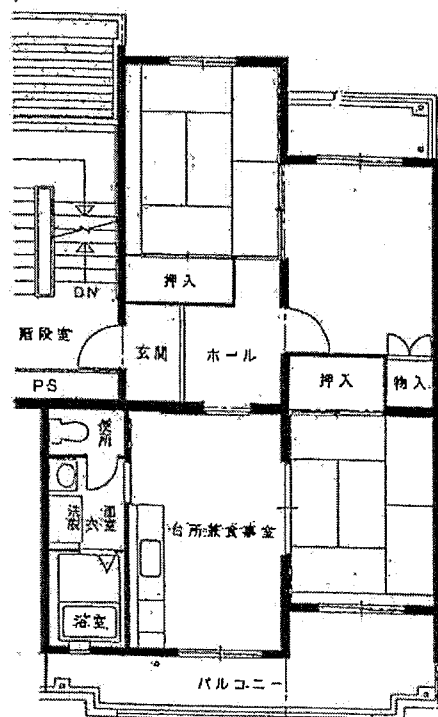
35 塚崎団地1号棟
(2DK一般)
反転あり



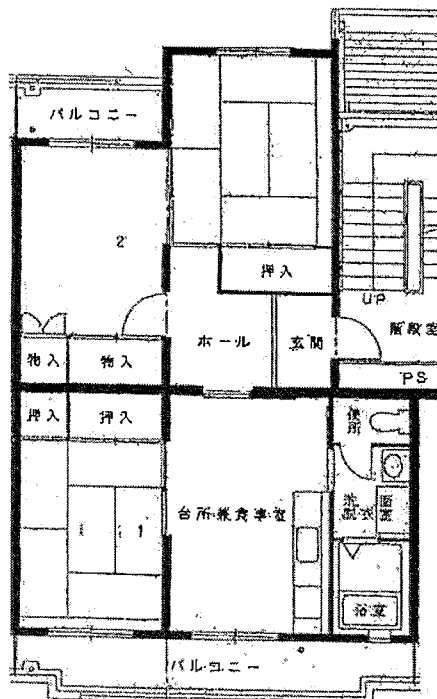
36 塚崎団地1号棟
(3DK一般)
(3DK妻側)
反転あり



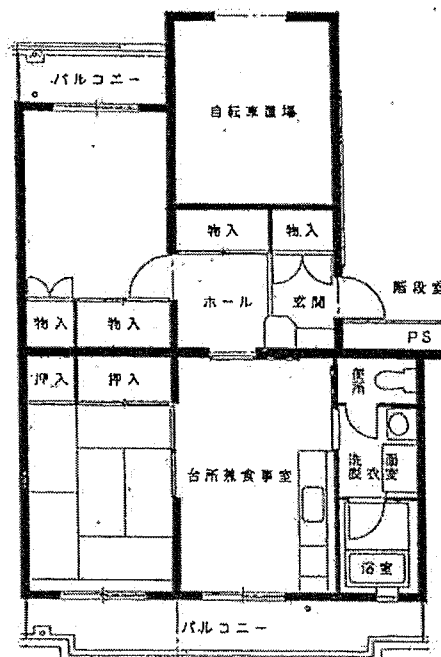
37 塚崎団地 2号棟
(2DK一般)
(2DK妻側)
反転あり



38 塚崎団地 2号棟
(3DK一般)
(3DK妻側)
反転あり

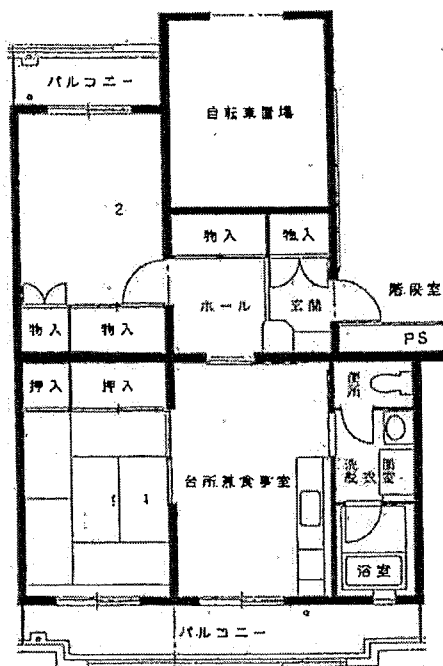


39 塚崎団地 3号棟
(3DK一般)
(3DK妻側)
反転あり



40 塚崎団地 3号棟
(2DK一般)
(2DK妻側)
反転あり

41



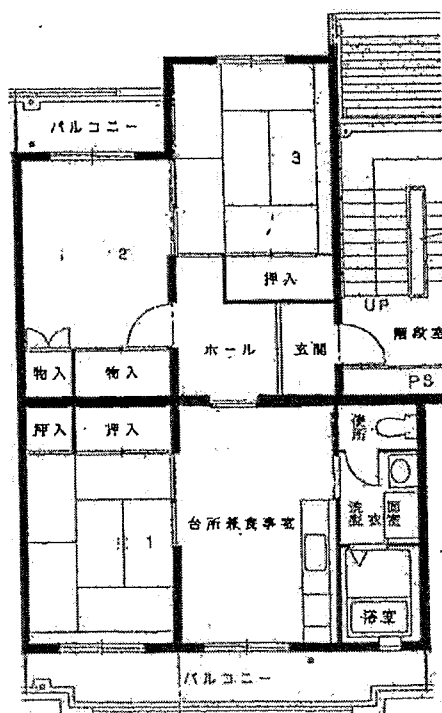
塚崎団地4号棟

(2DK一般)

(2DK妻側)

反転あり

42

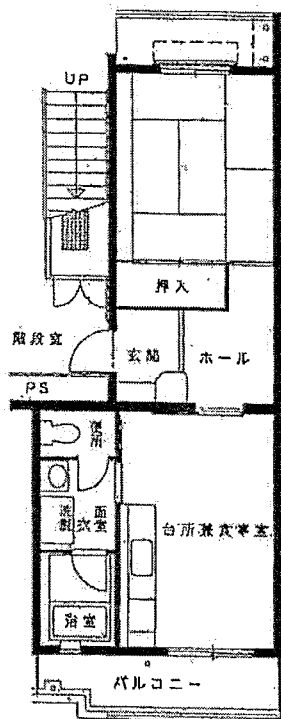


塚崎団地4号棟

(3DK一般)

(3DK妻側)

反転あり

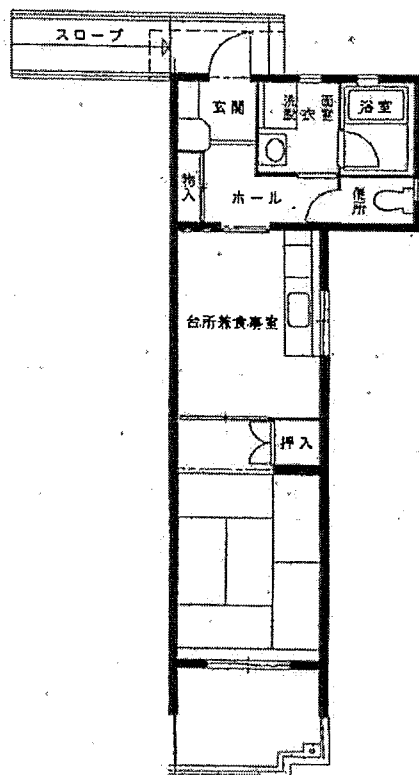


43

塚崎団地 5号棟

(1DK一般)

反転あり

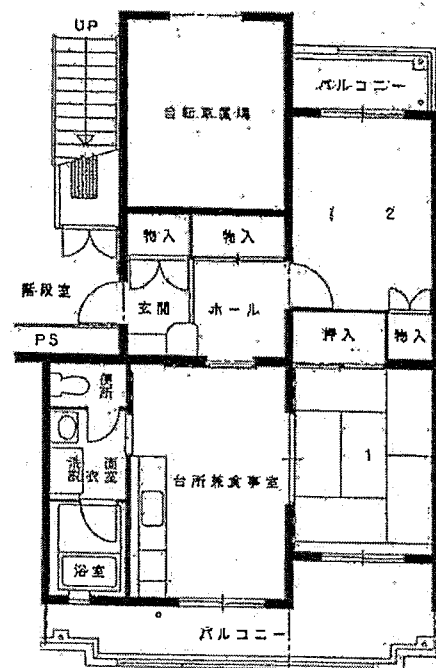


44

塚崎団地 5号棟

(1DK妻側)

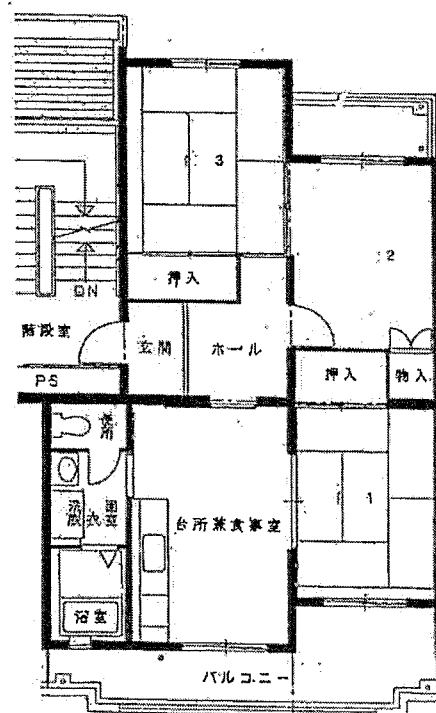
反転あり



45 塚崎団地 5号棟

(2DK一般)

反転あり



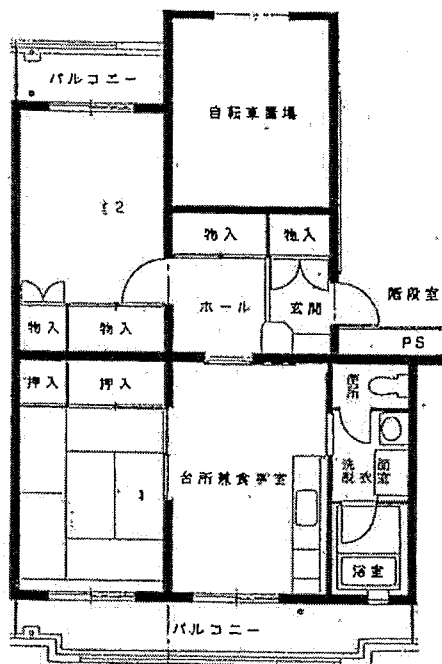
46 塚崎団地 5号棟

(3DK一般)

(3DK妻側)

反転あり

47



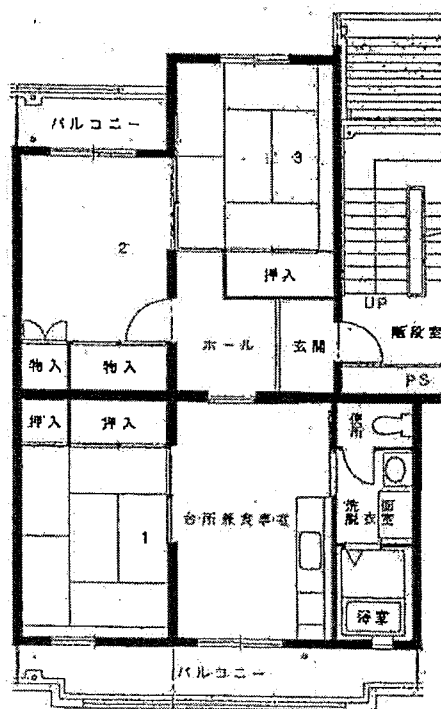
塚崎団地6号棟

(2DK一般)

(2DK妻側)

反転あり

48



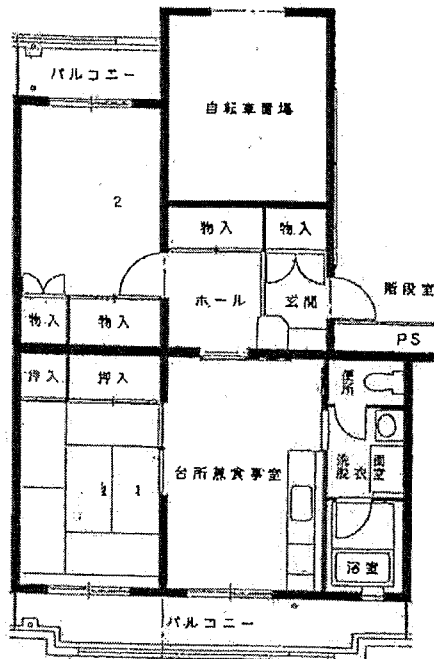
塚崎団地6号棟

(3DK一般)

(3DK妻側)

反転あり

49



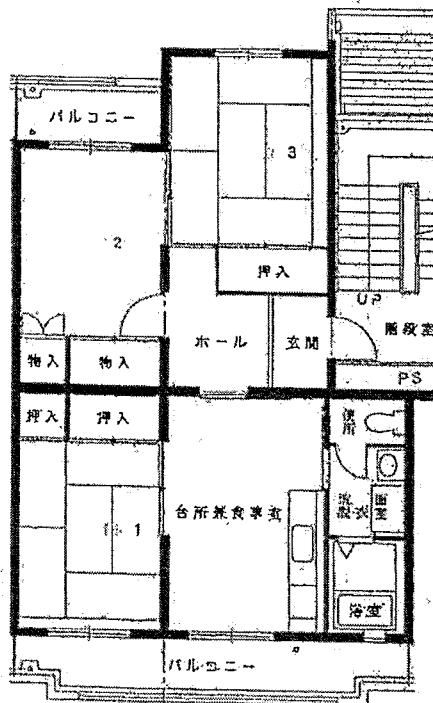
塚崎団地7号棟

(2DK一般)

(2DK妻側)

反転あり

50



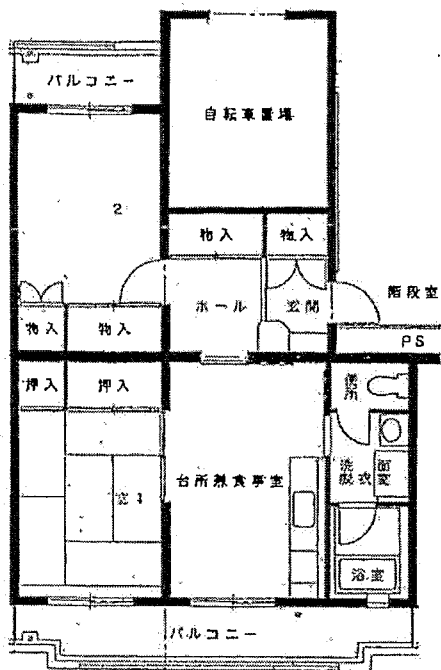
塚崎団地7号棟

(3DK一般)

(3DK妻側)

反転あり

51



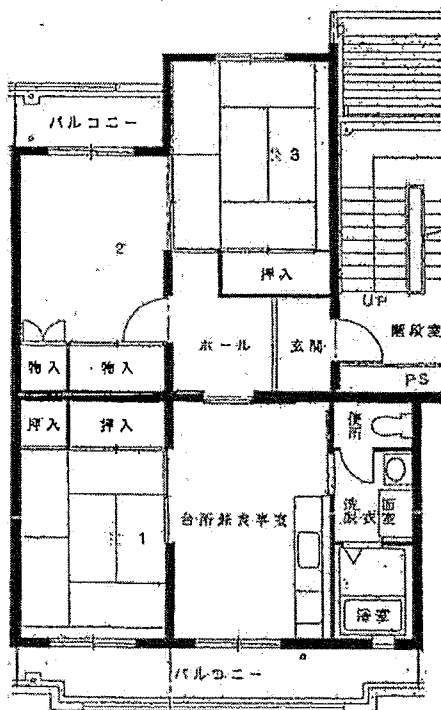
塚崎団地 8 号棟

(2DK一般)

(2DK妻側)

反転あり

52



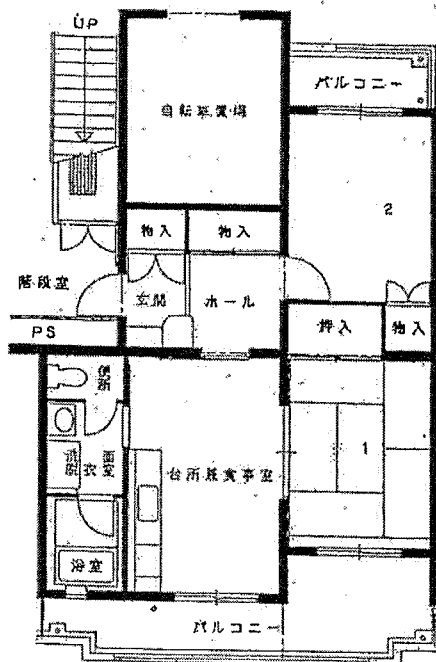
塚崎団地 8 号棟

(3DK一般)

(3DK妻側)

反転あり

53

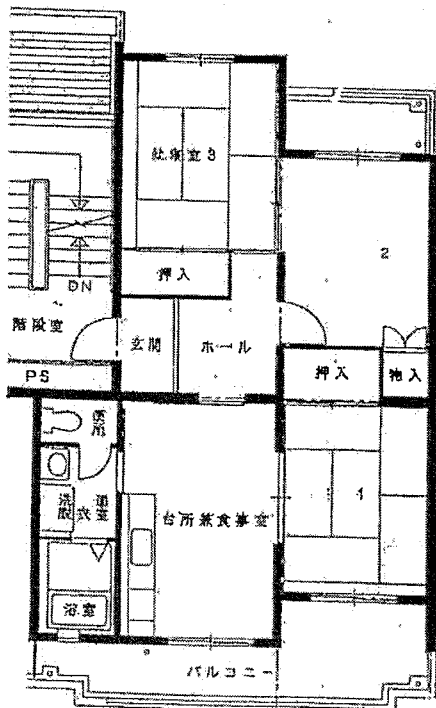


塚崎団地9号棟

(2DK妻側)

反転あり

54



塚崎団地9号棟

(3DK妻側)

反転あり